

シリーズ：子どもの権利 No.62 第6条「子どもの相談と救済」 幼稚園 4 歳児クラスでの研究授業

泉南市内の保幼小中の職員でつくる泉南市人権教育研究協議会の研究部会では、絵本「おこだでませんように」（くすのきしげのり作）を教材に、幼稚園 4 歳児クラスで研究授業を行いました。

①絵本の場面と自分の生活を重ね、伝えあう

主人公が怒られた場面を見て、「ぼくも積み木の片づけをしてなくてママに怒られたよ」、主人公がだっこをもらっている場面では、「私のお父さんもだっこしてくれるよ」等、園児たちは自分と家族との関わりや、生活の具体的な様子を思い浮かべながら伝えてくれました。

②思いや意見を受けとめられる心地良さ

授業では先生が、一人ひとりの意見を受け止め、子どもが発信することを大事に考えていました。子どもたち自身も「今は聞くととき」「今は話すとき」と、状況に応じた姿

勢を見せていました。日ごろ、大人が子どもの言動を大切にしているからこそ、子どもが大人を信頼していることがわかりました。

③第 6 条「子どもの相談と救済」

泉南市子どもの権利に関する条例の前文に、「私たちの話を途中でさえぎらないで最後までちゃんと聞いてください」とあります。話を受けとめられたという実感や経験を積んだ子どもは、相手を受け止められる大人に成長していくのだと思います。聞く側も、子どもの権利として意見表明を受け入れ、子どもの最善の利益をめざしましょう。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:
jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)